

多度津町農業委員会議事録

令和7年11月20日午前9時00分より午前9時50分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について |
| 議案第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	三野敏彦
職務代理者（3番）	土田敏雄
5番委員	矢野和幸
6番委員	池田一普
8番委員	山地文
10番委員	河井弘司
11番委員	秋山義充
13番委員	宮武良充
14番委員	横關幹夫

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	北岡康民
2番委員	大谷泰則
3番委員	眞鍋憲明
4番委員	篠原壽雄
5番委員	眞鍋昌造
6番委員	島田和博
7番委員	高島和秋
8番委員	村井文数

欠席委員

農業委員（2名）	4番委員	西山正美
	7番委員	細川清二
	9番委員	池内利行
	12番委員	伊達和博

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
産業課長	植松 肇
主 事	炭井 眸

審 議 内 容

事務局長 おはようございます。
ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。
続きまして、本日の出欠状況についてですが、西山委員、細川委員、池内委員、伊達委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告をいたします。

本日は、農業委員14名中10名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 それでは、早速ですけれども進めていきたいと思います。

最初に、本日の署名委員を私のほうから指名させていただきます。

5番の矢野委員さん、それから6番の池田委員さん、よろしくお願いいたします。

それから続きまして、昨日の小委員会の報告ですけれども、先ほど局長のほうから報告ありましたように、本来なら池内委員さんが報告をするという当番になっておりますけれども、欠席でございますので、篠原委員さんのほうからよろしくお願いいたします。

篠原委員 昨日の小委員会の報告をいたします。

現地確認ということで、今回は議案第2号の2か所と、議案第3号の5か所、計7か所なんですけど、その中で議案第3号の4番と5番については隣接していましたので、6か所、そちらのほうの現地確認をした結果、特に問題はないように思いました。

そのほか、その後役場に帰りまして、事務局のほうから他の議案について説明がありました。こちらのほうも特段問題になるようなところはございませんでした。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

ございませんか。

(なし の声あり)

それでは、議案のほうの審議を行いたいと思います。

まず、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から23番までを、議案書を基に朗読。】

補足といたしまして、番号6番の解約については戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約したものです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明をいただきましたけども、まず皆さん方からのご意見やご質問をお聞きする前に、いつもどおり今回本人がおられるので申し訳ないんですけども、6番の戦前からの小作地の解約ということで、自分の言える範囲で何か参考になることがありましたらお聞きしたいです。

推2委員

特にはないんですけども、登記は全部畑なんで、実際は家庭菜園をしている状況で、今回の解約ですが合意ができたんで、一応もう無償で解決したということで。特にはないです。

議長

ありがとうございました。

ということで、議案第1号について何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案の説明の前に、先日の定例会でご意見をいただきました申請者の営農条件等の確認について運用を次のとおりに変更したいと考えて

おります。

従来、3条申請の際に申請者より農地法各号の不許可に該当しないことを確認するため、申請の際に申請書と一緒に営農計画書というものを提出させ、事務局にて内容を確認しておりました。今月から、その営農計画書に記載されている内容を議案の備考欄に記載するとともに、議案説明の際に補足説明をさせていただこうと思っております。

また、申請の詳しい圃場の場所や提出された営農計画書について、担当地区の委員さんが個別に希望される場合には産業課窓口にてお見せすることは可能ですので、希望される委員さんは事務局までお申出ください。

また、申請書受理の際に、申請者や代理の行政書士に、お願いレベルではありますが、担当地区の委員さんに挨拶をするよう一応申し伝えてはおります。今後の見守り活動や困ったときの相談等、ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番と2番を、議案書を基に朗読。】

補足といたしまして、譲渡し、譲受け理由は貸付地の売買です。譲受人は農作業歴14年、認定農業者です。現在所有及び借受けしている農地については米や麦を耕作しており、今回申請のあった農地においても今も米を耕作しております。こちらの農地については、以前より土地所有者との間で貸借契約が結ばれておりました。所有者が遠方に居住し、所有者本人の耕作予定もないことから、土地の処分を検討していたところ、譲受人と話がまとまり、申請に至ったものです。

以上、2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明をいただきましたけども、もうお分かりになったかと思えますけども、今回からこういった格好で議案説明をしていただいたもので、譲受人の状況が今まで以上に分かるかと思えますので、冒頭に申し上げましたように今後の活動の参考にさせていただきたいと思っております。

そういったところで、議案第2号につきまして何かご意見、ご質問
ありましたらよろしくお願ひします。

6 番委員
事務局
議長

所有権移転売買に係るのはどれですか。

2 番の方が売買になります。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第2号につきまして承認すること
にご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということですので、議案第2
号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

【議案第3号番号1番から番号5番を、議案書を基に朗読。】

以上、今回申請のありました5件の申請地は、周辺が既に宅地化さ
れており、集団農地を分断するものではないこと、また被害防除計画
も適切であると考えられるため、周辺農地に支障はないなどのことか
ら、許可要件を満たしていると考えております。

なお、番号1番及び番号3番の事案につきましては、転用面積が
1,000平米以上のため、香川県農業会議の常設審議委員会の案件
となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号の説明をいただきましたけども、これについて
何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特に意見がないようですので、それでは議案第3号につきまして承
認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号を承

認といたします。

続きまして、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。

なお、本議案につきましては、出席委員の秋山委員、矢野委員さんが議事参与の制限により退席をお願いしていただいております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

こちらは、農用地利用集積等促進計画案となっており、農業委員会において意見聴取することとなっております。

左側に記載されております土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構から右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

内容としまして、機構貸借及び利用権設定からの移行による更新が4件、新規契約が6件です。

こちらの計画については、更新者については地域計画に既に位置づけられており、新規の方についても、こちらの借受人を地域計画に位置づける予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました議案第4号につきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

なしということで、承認となります。ありがとうございました。

議案のほうは以上でございます。

続きまして、いつもどおり事務局より報告、ご説明をお願いします。

事務局長

事務局より8点ご報告をさせていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の出欠の確認について、4点目は中讃地区の水田農業を考える会の案内について、5点目は能率給の要綱改正案について、6点目は農業委

員会手帳の配付について、7点目は農地転用集計表について、8点目は農地農政検討会についてになります。

1点目、相続届について報告をお願いします。

事務局

今月は、相続届が1件提出されております。

書類については、個人情報の関係から、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんは、お取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば、事務局にお返してください。

以上です。

事務局長

続いて、2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局

A4横の農用地利用集積等促進計画案の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案については、来月の定例会にて意見聴取する予定となっております。ご確認をよろしく願います。

以上です。

事務局長

3点目、令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の出欠の確認について報告をお願いします。

事務局

令和7年度市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会開催要領という紙を今月もお渡しさせていただいております。

先月ご案内した内容になりますが、来月12月12日金曜日の午後1時半から2時15分までとなっております。

事務局長

それでは、4点目、中讃地区の水田農業を考える会の案内について報告をお願いします。

事務局

カラー刷りにしている中讃地区の水田農業を考える会と書かれた紙をご覧ください。

こちらについては普及センターより案内がありました。裏面の研修内容をご覧ください、参加希望される方は産業課のほうで取りまとめいたしますので、12月15日までに事務局まで出席のご報告をお願いします。

以上です。

事務局長

5点目、能率給の要綱改正案についての報告をお願いします。

事務局

毎月、委員の皆様にご活動いただいている最適化活動についてですが、昨年度皆様に活動記録簿及び活動記録表に積極的に記載いただき、またたくさんの活動をいただいたおかげで、目標としている委員

一人につき1日当たり平均4回以上の活動をするという目標を達成することができました。ありがとうございました。

こちらの最適化活動が実績となる農地利用最適化交付金について、今年度、令和7年度においては例年以上の内示額が提示されており、委員の皆様にお支払いできる能率給が多くなります。そこで、毎年お支払いしている報酬に加えて、特定の活動をしていただいた委員さんに成果払いとして余剰分を、皆様の実績を達成した委員の数で割った額を追加でお支払いしようと考えております。一応それに合わせるために、能率給の支給要綱の改正案をお配りしております。余剰で払える実績についてですが、こちらをめぐっていただいて3ページ目に別表というものがあるんですけども、最適化活動のうち担い手への農地の集積、集約化、そして新規参入の促進活動という活動を行っていただいた委員さんに余剰分をお支払いしようと思っております。

具体的には、出し手や受け手への意向把握を年1回以上行い、活動記録簿へ記入すること。これは以前お渡しした地域計画の目標地図の回答がない方への意向の聴取や、貸借希望ではあるけれども借受人が決まっていない農地に、ここどうですかというような受け手さんにあっせんをした、そういった活動が対象になります。新規参入の促進活動については、今後定年後農業に参入したいであるとか、そういった方の掘り起こし活動、また新規に参入した方の相談対応等を行っていただき、それを活動記録簿へ記入していただいた方が対象になります。

今回は要綱の改正は年度途中にはなるんですが、施行を令和7年4月1日、7年度まで遡りますので、既にこちらの活動をしていただいて活動記録簿をご提出いただいている委員の皆様も対象になります。

ただ、一つ注意していただきたいのが、昨年度この活動が月平均1日より少ない、月平均1日活動していない委員さんについては対象外となりますので、ご了承ください。また、今年度の委員の皆様がまた来年度の交付金に反映されますので、今年度においても皆様の活動のご協力、そして提出にもご協力をお願いいたします。

以上です。

事務局長
事務局

6点目、農業委員会手帳の配付について報告をお願いします。

お手元に農業委員手帳をお配りしております。手帳については、1枚表紙をめくっていただいたところに身分証明書という紙が入っております。お名前はこちらで記載しておりますので、お間違いがないか

ご確認ください。お手数ですが、顔写真を貼っていただき、生年月日、住所、電話番号をご記入の上、今後の活動にご利用いただければと思います。

また、一番下の欄に有効期限の欄がありますが、来年7月に改選があることから、継続するかどうか正式に決まり次第、ご自身で有効期限についてご記入いただければと思います。

来年7月以降も農業委員さん、推進委員さんとしての活動の継続が決まった方は、2026年、令和8年12月31日とご記入いただき、来年7月でもう替わるということが決まった方は、2026年、令和8年7月19日とご記入をよろしく願いいたします。

以上です。

事務局長
事務局

7点目、農地転用集計表について報告をお願いします。

令和7年度農地転用処理集計表と、令和7年11月の受付事案集計表をお手元にご用意いたしましたので、ご確認のほうお願いいたします。

以上です。

事務局長

8点目、農地農政検討会についてご案内をさせていただきます。

お手元にお配りしていますこちらの農地農政検討会の開催についてと題したA4サイズの文書をご覧ください。先月、事前に日程等の案内を口頭にてご報告させていただきましたが、こちらが正式な案内文となります。

事務局からは以上になります。

議長

ありがとうございました。

以上8点ほどご報告いただきましたけども、これについて何かご質問等ありましたらよろしくをお願いします。

年末の大変忙しい中、いろいろ講習会なり、盛りだくさんにありますけども、どうぞひとつ出席のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。大変ハードなスケジュールになつとるかと思ひますけども、先ほど申しあげましたようにどうぞひとつご理解いただひてご出席をいたひだきたいなというふうにお思ひしております。今の8点ほどのご報告で質問がないようでしたら、最後の来月の予定について進めたいと思ひますけども、よろしいですか。

(異議なし の声あり)

それでは、お願ひします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告をいたします。

12月の小委員会は11日木曜日の午前9時から、役場2階大会議室で行います。当番委員は10番河井委員、推進委員は5番眞鍋委員にお願いしたいと思います。

定例会は12日金曜日の午前9時から、役場2階大会議室で行います。署名委員は7番細川委員、8番山地委員、9番池内委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

ということで、本日の定例会で予定しておりました内容はこれで終わったわけでございますけども、最後に全体にわたりまして再度何かご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、これで本日の定例会を終了させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記